

新潟市住宅騒音防止対策工事補助金交付事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟市住宅騒音防止対策工事補助金交付の事務処理について必要な事項を定める。

(設計監理業者の指定)

第2条 新潟市住宅騒音防止対策工事補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第7条に規定する設計監理業者は新潟市住宅騒音防止対策工事審査会（以下「審査会」という。）が指定する。

(施工業者の指定)

第3条 要綱第7条に規定する施工業者は、審査会が指定する。

(指定の取消し)

第4条 第2条及び第3条において、審査会は、指定をした設計監理業者及び施工業者が暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものである場合は、指定を取り消すことができる。

(設計の通知)

第5条 要綱第6条の規定により防音工事を承認したとき、都市政策部空港課長は、その旨を設計監理業者に対し通知するものとする。

(施工業者の選定方法)

第6条 要綱第12条の規定による施工業者の選定については、第3条に規定する指定業者のうちから2人以上を指名し見積書を徴取して決定するものとする。

2 前項に規定する指名業者は審査会に附議のうえ都市政策部長が決定する。

3 都市政策部空港課長は第1項の規定により施工業者及び請負金額を決定したときは遅滞なく補助対象者へ通知するものとする。

(予定価格の決定)

第7条 都市政策部長は施工業者の選定にあたり要綱第9条の規定による設計図書に基づき予定価格を決定しなければならない。

(指名業者への通知)

第8条 都市政策部空港課長は見積書を徴取するにあたり指名業者に対し次に掲げる事項を通知しなければならない。

(1) 見積事項

(2) 見積もり合わせの場所及び日時

(3) 工期

2 見積もり期間については建設業法施工令（昭和31年政令第273号）第6条を準用する。

(完了検査方法)

第9条 要綱第17条に規定する完了検査を実施するときは、あらかじめ工事検査センター所長と協議し行うものとする。

附 則

この要領は、昭和59年8月1日から施行し、昭和59年度の住宅騒音防止対策工事から適用する。

附 則

この要領は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成4年1月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。